

## 第8回一般社団法人化委員会議事録

開催日時：2024年11月12日（水）10：45～12：10

場 所：宮代会館 2FA

出席者：弁護士 高松直樹先生（奏和法律事務所）

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 一般社団法人化委員会委員長 | 2021～23年度 宮代会会長  |
| 一般社団法人化委員会委員  | 2021～23年度 宮代会副会長 |
| 一般社団法人化委員会委員  | 2022～24年度 宮代会副会長 |
| 一般社団法人化委員会委員  | 2024～26年度 宮代会会長  |
| 一般社団法人化委員会委員  | 2024～26年度 宮代会副会長 |
| 事務局           | 宮代会事務局事務室長       |

### 1 定款案について

11月理事会および11月5日の説明会での内容を踏まえ、定款の再確認と再検討が行われた。（参照「[宮代会 \\$ 法人化 \\$ 定款 241102](#)」）

#### ① 第3条（目的）

聖心女子大学を特定するため、「学校法人聖心女子学院が運営する」は残し、その他の文言については、現行の会則に則り修正する。

#### ② 第6条（会員）

名誉会員は、現行の会則に則り、設置を継続する。

#### ③ 第7条（会員になり得る資格）

準会員の大学院在籍期間を1年以上とする。

#### ④ 第21条（議決権）

正会員と準会員の議決権について、すべての会員に平等な議決権を付与する。

#### ⑤ 第37条（役員を選任）

理事及び監事を「会員の中から」選任するという規定を追加する。

#### ⑥ 第43条（名誉会長及び顧問）

名誉会長・顧問は、現行の会則に規定がなく、新たに設ける必要性がないので削除する。

#### ⑦ 第64条（残余財産の帰属）

会員の意思反映のため、第17条と第31条に、会員総会の意見を聴取することを追記する。

#### ⑧ その他

- ・ 「事故」という用語は、一般的な意味合いで使用されているため、変更不要。
- ・ 設立時社員については、委員会で改めて検討する。
- ・ 監事の職務には、理事会に出席することが含まれる。

### 2 理事会における定款承認

12月理事会（2024年12月3日）にて行う予定。

### 3 その他

- ・ 2025年度理事に、事前に定款の内容を周知する。
- ・ 定款に関する説明会は、12月7日、12月14日に開催し、全会員への周知を行う。
- ・ 諸規程は、高松先生が草案を作成し、理事が担当箇所を分担して確認する。